

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和7年3月6日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1. 入札に付する事項

- (1) 物 件 名 職員用ユニフォームの単価契約
- (2) 調達物品の仕様等 入札条件書のとおり
- (3) 納 入 場 所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
- (4) 納 入 期 限 発注後30日以内
- (5) 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）」第1条の規定に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者。
- ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑦ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3. 入札手続等

(1) 担当

〒840-8571 佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係
電話：0952-28-1153

(2) 入札説明会

実施しない

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期間並びに提出方法

- ①提出期間 令和7年3月12日（水曜日）午後4時まで
- ②提出方法 (1)の担当へ持参または郵送すること。
(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)

なお、提出した入札参加資格確認申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札および開札の日時並びに入札書の提出方法

- ①日時 令和7年3月21日（金曜日）午前10時から
- ②場所 佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 応接会議室AB

③入札方法等

- ・入札書は持参による提出に限り、郵送や電送による入札は認めない。
- ・代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状を入札場所において提出すること。
- ・入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- ・入札者またはその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

4. 入札の中止等

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。なお、この場合の損害は入札参加資格者の負担とする。

- (1) 入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないとき。

5. 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 法令または入札に関する条件に違反している入札
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で二以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格がない者
- (6) 入札者またはその代理の記名押印が無く、入札者が判明できない入札
- (7) 所定の場所及び日時に到達しない入札

なお、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のない者は、参加する資格のない者として扱う。

6. 契約者及び契約額の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合には、申し込みをした価格の低い者から順に交渉順位を付する。
- (2) 予定価格の範囲内で申し込みをした者がいない場合には、直ちに再度入札を行うものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、交渉順位を決定する。
- (4) 交渉権者のうち最も価格の低い者を第一交渉権者とし、直ちにその者と交渉をし、契約額が決定した場合にはその者を契約の相手方とする。なお、交渉が不調となり契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約金額及び契約者を決定する。

7. その他

- (1) 入札および契約の手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨に限る
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除する。
- (4) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その他当館の

情報（公知の事実を除く）を漏らしてはいけない。